

令和 6 年 9 月定例

中標津町教育委員会議事録

令和6年9月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和6年9月27日（金）10時00分～10時50分

2 場 所 中標津町役場1階101号会議室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
委 員	細 谷 俊 輔
教育部長	山 宮 克 彦
教育指導監	横 山 裕 充
指導室長	佐 藤 雅 澄
管理課長	表 健 一
学校施設主幹	高 橋 大 樹
学校教育課長	下 村 浩 次
社会教育課長	七 條 隆 志
農業高校事務長	西 東 仁
学校給食センター長	加 藤 崇
総務係長	三 浦 諒
書 記	森 井 彩 花

4 欠席者

教育指導監	二本柳 千 尋
-------	---------

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第24号 令和6年度教育委員会所管一般会計補正予算について

議案第25号 中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について

議案第 26 号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休校期間等における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の廃止について

議案第 27 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について

議案第 28 号 不登校児童生徒が自宅において I C Tを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに関するガイドラインの策定について

報告第 4 号 9 月定例会行政報告について

【開 会】

○教育長

それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから、9 月の定例教育委員会を開催いたします。

細谷委員が所用のため 15 分ほど遅れるということですが、過半数以上の出席がありますので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、義盛委員と青山委員です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、議案第 24 号 令和 6 年度教育委員会所管一般会計補正予算について、議案第 25 号 中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について、議案第 26 号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休校期間等における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の廃止について、議案第 27 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について、議案第 28 号 不登校児童生徒が自宅において I C Tを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに関するガイドラインの策定について、報告第 4 号 9 月定例会教育行政報告についてとなっております。

本日の議案第 24 号は、町長への意見の申し出に関する事項です。

中標津町教育委員会会議規則第 10 条第 1 項第 5 号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

○教育長

それでは、議案第 24 号は公開しないこととします。

早速、議事に入ります。議案第 24 号お願いします。

◎議案第 24 号 令和 6 年度教育委員会所管一般会計補正予算について

非公開

◎議案第 25 号 中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について

○管理課長

それでは、議案第 25 号 中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定につきまして、説明申し上げます。

資料は、6 ページから 12 ページとなります。本来、全てのご説明をするところではございますが、ポイントのみのご説明とさせていただきたいと思えます。

今回、北海道教育委員会にて、在宅勤務実施要領を令和 6 年 7 月 4 日から適用するという事となり、中標津町立学校職員においても、在宅勤務を可能とするため、実施要領を制定するものでございます。

ただし、中標津町では、事前に校長会と協議をし、秋季休業から施行し、冬季休業期間での本格実施とするものでございます。

6 ページをお開きください。

第 1 条、要領の趣旨となります。

第 2 条は、定義ということでございますが、「在宅勤務とは、学校と同等の勤務環境を確保し、学校における勤務と同等の職務を遂行する業務形態のこと」となります。「職員の自宅、配偶者または二親等以内の親族が居住する住宅」が対象となるところでございます。

在宅勤務の対象業務でございますが、個人情報等を含む業務については行わないことといたします。想定する業務は、記載もありますが、「家庭学習教材の作成、教材研究、教育計画の作成、分掌業務、実施期間中に行わなければならない業務、その他校長が認める業務」と想定しているところでございます。

第 3 条は、実施期間となりますが、こちらについては長期休業期間ということになります。夏季休業と冬季休業、秋季休業が対象になります。年度末の 3 月から 4 月にかけての春休みは対象外ということになるところでございます。

第 4 条の実施日数でございますが、「連続して正規の勤務時間の全部を在宅勤務できる日数は原則として 5 日までとする」、2 項には「1 項の想定にかかわらず、校長が認める場合には連続する在宅勤務日数を延長することができる」ということでございます。

第 5 条は実施の申請となります。申請につきましては、教諭本人が申請することになります。

第6条は在宅勤務の命令ということで、申請があつて校長が判断をした中で命令をするということになります。

第7条は命令の変更及び取消しということになります。

第8条でございますが、職員の希望によらない例外的な取扱いということとして、「校長は感染症拡大防止又は災害時の業務継続など、緊急時や出勤が困難と考えられる特別な事情がある場合又は妊娠中の職員が保健指導・健康診査を受けた結果、主治医や助産師から在宅勤務をするよう指導を受けた場合には、職員に対し必要な期間、在宅勤務を命ずることができる」ということとなります。

第9条でございますが、勤務時間、第10条は年次有給休暇等、第11条には職務専念義務ということが記載されているところでございます。

第12条は業務の実施報告及び業務確認となります。「勤務の開始及び終了について、電話又は電子メール等により、校長に報告しなければならない」となっております。「実施職員は、業務の必要に応じ、適宜、電話又は電子メール等により、校長に業務の実施状況を報告しなければならない」ということでございます。「在宅勤務において、事故等の不測の事態が生じた場合には、速やかに校長に報告する」ということとなります。「校長は、実施職員の勤務の状況及び成果物等について適切な方法により確認を行う」ということとなります。「在宅勤務を実施した直後の出勤日に在宅勤務実施報告書（別紙様式3）により校長に報告する」ということとなります。

第13条は在宅勤務等手当の支給、第14条は経費の負担となります。

第15条は文書の持ち帰りということになります。「校長の許可を得て、在宅勤務の実施に必要な、個人情報等を含まない最小限の文書を自宅等に持ち帰ることができる」ということでございます。「なお、持ち帰った文書については紛失等がないよう実施職員の責任で適正に管理し、在宅勤務を実施した直後の出勤日に速やかに現場に返却」となります。

第16条は出勤簿の整理ということになります。「在宅勤務日における出勤簿の整理用語は、「在宅勤務」ということとなります。

第17条はその他ということで、「この要領に定めるもののほか、在宅勤務実施に関して必要な事項は、教育長が別に定めること」といたします。

附則としまして、この規定は公布の日から施行するものでございます。

以上、中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定の説明でございます。

○教育長

議案第 25 号について説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

○義盛委員

教えていただきたいんですけど、基本的に道教委の文面とほぼ同じように作っているんでしょうか。

○管理課長

はい。中身は中標津版という感じになります。

大きく変わるのは、先ほど言った持ち帰りの部分で、個人情報の持ち帰りについては道は認めている。その認めるにあたって、校長がチェックを掛けるということになっているんですけど、うちは基本的に持ち帰らないということにして、事故が起きないように、持ち帰らなくてもできる業務ということで、こちらの要領になっているのが大きく変わるものですかね。

○義盛委員

慎重に事故対応しやすいようにというのは結構なことだと思います。

あとは、対象業務の（３）教育計画の作成というのがあるんですけど、こういったものは、本来、年度末もしくは年度初めというのを想定してしまうわけですよ。次の年度、次の子供たちの授業内容について、カリキュラムを設定するというものを教育計画と考えていたんですが、そういった場合、春季の休みは対象外ですよ。在宅は設定しないで、学校でやってくれという認識でいいですか。

○管理課長

はい。

○義盛委員

春が一番忙しいのではないのかと僕は思ったりしたわけですよ。そこらへんは在宅抜きで全部現場でやってください、という認識でいいんでしょうか。

○管理課長

それでよろしいかと。そこは道の要領にも合わせて。

○義盛委員

なるほど。北海道がそういうふうにしてるんですね。わかりました。

ちなみに、在宅の場所第2条の1と2でどう違うのかよくわからなかったんですけど。

○管理課長

(1)は今の職員の住宅、異動に伴い転居した場合は、異動前に居住していた住宅ということになるんですけど、(2)は配偶者又は二親等以内、例えば、教諭の親の家ですとか、息子さんや娘さんが札幌の大学に行ってますといった場合も、札幌に行って在宅勤務できる、ということにはなるんですよ。

○義盛委員

そこで機動力は確保されるんですね。わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他によろしいですか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

それでは、議案第25号については可決されました。

続いて、議案第26号お願いします。

◎議案第 26 号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休校期間等
における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の廃止につ
いて

○管理課長

議案第 26 号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休校期間等
における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の廃止につきまして、ご説明
申し上げます。

資料は、13 ページから 16 ページとなります。

今回、廃止する要領につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため
に、令和 2 年 4 月 1 日から適用とし制定したものでございます。

新型コロナウイルス感染症も、昨年 5 月に 2 類から 5 類に移行となったこ
と、さらには、先ほど議案第 25 号で承認いただきました、中標津町立学校職
員の在宅勤務実施要領が制定となったため、その要領の第 8 条に「職員の希望
によらない例外的取扱い」の中で、感染症の拡大防止などを含んでおりますの
で、今回廃止とするものでございます。

以上です。

○教育長

議案第 26 号について説明がありましたが、ご意見、ご質問ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

よろしいですか。それでは、議案第 26 号については可決されました。

続いて、議案第 27 号お願いします。

◎議案第 27 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について

○管理課長

議案第 27 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正につきまして、説明申し上げます。

資料は 17 ページから 21 ページとなります。

今回改正する規程につきましては、学校職員の旅費については公務の円滑な運営や適切な支出を図る観点から、説明責任や透明性を確保しつつ、適正な執行に努めることが求められており、これまでも旅行命令及び復命の適正化についての通知などにより、旅行命令権者の責務や出張後の事実確認の厳格化などについて徹底を図ってきたところでございますが、これまで以上に旅行命令及び復命の取扱いに万全を期すよう、必要な改正を行うものでございます。

20 ページをお開きください。

新旧対照表となりますが、改正前を見ていただいて、第 7 条第 3 項中、「職員は」の前に「出張を命ぜられた」を加え、「公務による旅行を完了したときは」を「帰校後」に改め、「校長」を削るものでございます。基本的には、任命権者に提出になりますので、今回、「校長」を外すというところでございます。

さらに、21 ページになりますが、別記 4 号様式についての改正もございまして、1 つ目は、押印の廃止、2 つ目は、校長の復命は、これまでは不要となっておりましたが、出張先での用務の内容について、事実確認の必要や開示請求への対応が求められることも想定されるため、服務規程の改正後、校長についても復命が必要となることから、「学校長」を削除し「旅行命令権者に対し行うものとする」が追加となります。

附則としまして、この規程は公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○教育長

議案第 27 号について説明がありました。ご意見、ご質問ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

よろしいですか。それでは、議案第 27 号については可決されました。
続いて、議案第 28 号お願いします。

◎議案第 28 号 不登校児童生徒が自宅において I C Tを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに関するガイドラインの策定について

○指導室長

議案第 28 号 不登校児童生徒が自宅において I C Tを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに関するガイドラインについて、私から説明させていただきます。23 ページをご覧ください。

まず、なぜこのガイドラインを策定する必要があったかというところですが、第 1 基本的な考え方の 1 ガイドライン策定の趣旨をご覧ください。

令和元年 10 月 25 日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づき、学校長の判断により、一定の要件を満たす場合には、I C T等を活用した学習活動を指導要録上の出席扱いとすること及びその成果を評価に反映できることとされております。

また、成績評価への反映につきましては、本年 9 月 6 日付け「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果にかかる成績評価について」ということで、文部科学省において、不登校児童生徒が自宅等で学習を続けている努力の成果を適切に評価するため、学校教育法施行規則の改正及び欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示を施行してございます。

このようなことから、今後、学校長が出席扱い等、総合的な判断を行うにあたり、本町として共通の目安を設けておくことが望ましいと考え、このガイドラインを策定するものでございます。

内容について、簡単に説明させていただきます。

第 2 対象児童生徒でございますが、長期欠席児童生徒の通知書の対象となるものであって、登校することができない状況が継続することが見込まれることから、I C Tを活用した学習活動を希望するものとしております。

24 ページにまいりまして、第 3 出席扱いの要件に、出席扱いをするための 6 つの要件を記載しております。原則、この 6 つの要件を全て満たす場合としてございます。

1 つ目は、教育相談センターや民間施設において、相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること。2 つ目は、自宅において I C Tを活用して行う学習活動であること。3 つ目は、対面指導が定期的かつ継続的に行われていること。定期的とは、少なくとも週 1 回以上としております。4 つ目は、保

護者と学校との間で定期的に教育相談を行うなど、十分な連携・協力関係が保たれていること。5つ目は、学習活動の状況が書面等により確認できること。6つ目は、学習活動の成果を評価に反映する場合には、学習の計画や内容が学校の教育課程に照らし適切と判断されること。

以上、文部科学省が示した内容を基に、6点の要件を整理しております。

続いて、自宅においてICTを活用して行う学習活動とは何かということで、2つのケースで提示させていただいております。

1つ目は、オンラインを活用して在籍校の授業を視聴する学習活動で同時双方向型配信による学習活動やライブ配信、オンデマンド配信による学習活動としております。

2つ目は、民間事業者が提供するICT教材を活用した学習活動で、ここに記載の3つの要件に該当するものとしております。

(1) 児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。(2) 学習の計画や内容は、学校の教育課程に沿っており、学校における科目の単元の学習進度に一定程度合わせた学習活動であること。(3) 学習履歴、学習時間、確認テストの結果などを対面指導などの際に確認できること。

以上、3点の要点で整理しております。

続いて、第5出席扱いとする場合の学習活動の時間ですが、1日の活動の最低時間は1単位時間を目安としています。1単位時間とは、オンラインにより授業を視聴する学習活動の場合は、授業1コマ。民間事業者が提供するICT教材を活用した学習活動の場合は、小学生が45分、中学生が50分以上の学習としております。

指導要録の様式などについては、記載のとおりでございます。

また、学習活動の成果を評価に反映する場合の留意事項も記載してございます。

その他、本ガイドラインに定めのない事項については、文部科学省通知を参考に判断するものとしております。

出席扱いの要件などを、児童生徒や保護者と確認する際は、26ページにあります、別紙1「ICTを活用した学習活動にかかる出席扱い等の要件チェックシート」を活用するものとしております。

また、学習活動の結果を確認する際には、27ページ、別紙2「ICTを活用した学習活動にかかる出席扱い等の記録シート」を活用するか、民間事業者が

提供する I C T 教材で学習履歴を確認できる場合は、それをもって題材とします。

本ガイドラインは、令和 6 年 10 月 1 日から適用を予定しております。

なお、民間業者が提供する I C T 教材もさまざまでございますので、どこからどこまでを出席扱いとして認められるかといった細かな基準を一律に定めることは困難でございますので、このガイドラインを目安として、個々の案件については、実際には学校、教育委員会と協議し、決めていけたらと思っております。

説明については、以上になります。

○教育長

議案第 28 号について説明がありましたがご意見、ご質問等ございますか。

○義盛委員

1 つすみません。非常にきめ細かい指導要領、ガイドラインになっていて分かりやすくいいんですけど、特に科目の定めとか区分はないですか。

○指導室長

その学校の教育課程に合っていればというところで、ガイドラインとして、という部分だけにしています。

○義盛委員

こういう時のための I C T でいいんじゃないでしょうか。

○教育長

他にいかがですか。よろしいですか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

それでは、議案 28 号については可決されました。

続いて、報告事項に入ります。報告第 4 号お願いします。

◎報告第4号 9月定例会教育行政報告について

○管理課長

報告第4号 9月定例会教育行政報告についてでございます。

30ページをお開きください。

1点目になりますが、各種大会等の出場結果についてでございます。

6月7日に沖縄県で開催された、琉球民謡伝統協会が主催する「第30回民謡コンクール」に、事前の録音審査で出場した丸山小学校3年の児童が、沖縄民謡や三線の演奏技術の習熟度が高く評価され、全国最年少で新人賞で合格されました。

次に、8月10日から釧路市で開催されました「第48回ピティナ・ピアノコンペティション北日本道東地区」ソロA1級及び連弾初級Aに、中標津東小学校2年の児童、同じく連弾初級Aに丸山小学校1年の児童、さらに、ソロC級に中標津東小学校6年の児童が出場し、本選第1位という結果を収め、8月18日から東京で開催されました全国決勝大会に出場いたしました。

次に、9月7日に千歳市で開催されました「第91回NHK全国学校音楽コンクール」北海道ブロックコンクール小学校の部において、中標津小学校と丸山小学校合同合唱団が見事金賞に輝き、北海道ブロックの代表となり、10月13日に東京都で開催されます全国コンクールへの出場を決めたところでございます。団員皆さんの活躍をご期待申し上げ、結果につきましては、12月の定例会で改めて報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、「第30回馬の絵作品展」に応募した中標津小学校4年の児童が、北海道教育委員会教育長賞を受賞しました。

続きまして、8月7日に旭川市で開催されました「日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術競技大会」に出場した生徒のうち、農業鑑定競技の畜産コースで3年生3名、食品コースで1年生1名が全国大会の出場権を獲得をしたところでございます。また、東北海道連盟の代表として、3年生1名につきましても、出場権を獲得したということでございます。これにより、来る10月に岩手県で開催される全国大会へ5名の生徒が出場を決めたところでございます。全国大会での生徒の活躍をご期待申し上げ、こちらにつきましても、結果は12月定例会でのご報告とさせていただきます。

続いて、31ページの下段になりますが、本町と「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結している日本体育大学のラグビー部による合宿につきまして

は、コロナ禍の影響などもあり、平成 30 年度を最後に実施できておらず、本年度もスケジュールが合わないなどの事情により、合宿については残念ながら中止という結果になりましたが、代替事業としまして、教育委員会及び中標津町ラグビーフットボール協会の主催により、日本体育大学ラグビー部秋廣監督ほかコーチ 3 名を指導スタッフとして招請し、合宿期間中に実施を予定していた、小中高生を対象とした「ラグビーフェスタ 2024 in なかしべつ」を 8 月 4 日から 6 日の 3 日間の日程で実施をしたところでございます。

指導を受けた小中高生約 160 名の参加者は、短い期間ではありましたが有意義な時間を過ごすことができ、それぞれ基礎基本を学び競技力や技術の向上が図られ、ラグビー競技の楽しさ面白さを改めて実感することができたところでございます。

また、合宿ではありませんが、同大学の野球部の投手コーチ 1 名、学生コーチ 2 名の計 3 名を招請し、「なかしべつ野球教室 2024」を 8 月 19 日に初めて実施したところでございます。参加した管内野球少年団 6 チーム約 130 名の児童にとって、大変貴重な体験となったものであり、新たな企画の実施により、同大学との連携を高めることができたところでございます。

次に、サッカーの合宿でございますが、東海大学付属札幌高等学校サッカー部の 1 年生部員及びスタッフ総勢 40 名が、8 月 8 日から 12 日までの 5 日間、コンサドーレ釧路 U-15 の選手及びスタッフ総勢 16 名が、8 月 9 日から 12 日までの 4 日間それぞれ来町され、運動公園球技場で合同合宿を行ったところであり、これを契機に、次年度以降も合宿に訪れていただけるよう期待をしているところでございます。

以上、9 月定例会行政報告とさせていただきます。

○教育長

報告第 4 号について説明がありましたがご意見、ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

それでは、報告第 4 号については承認されました。

以上で、議事は終了しますが、事務局から連絡等ありますか。

(事務局から「ありません」の発言あり)

○教育長

委員の皆様から何かございますか。

○南委員

学校施設の管理について伺いたいです。

マスターキーですか、そういう施設のキーはどなたが持っていらっしゃるのでしょうか。

○学校施設主幹

学校のマスターキーは各学校で保管してまして、学校長管理となっております。それから、教育委員会でマスターキーがある学校とない学校があるんですけど、教育委員会も最低限、学校施設に入れる鍵を1つずつ保管している状況です。

○南委員

近年あっちこっちで地震があったり、災害が起きてるので、学校施設が一時避難場所になりえるということも考えられるので、昔は管理職が学校施設のすぐそばに居住していらっしゃったんですけど、今道教委の指示で離れててもいいという住居形態なので、何かがあったときに速やかに移動して施設を開放できるのかなと思ったので質問いたしました。ありがとうございます。

○管理課長

防災の関係で今南委員からありましたが、今年防災係とうちと学校で、遅かったんですけど、避難所となった場合の打ち合わせ等を各学校とさせていただいて、鍵の関係ですとか、昔は教員住宅がすぐ横にあってすぐ来れる状況でしたが、今は計根別学園はそういう状況ですけど、それ以外は民間の住宅等に入っている方も多いので、その状況も踏まえたうえで、再度打ち合わせをしているところでございます。

こちらの打ち合わせは、これからも防災係と学校と共有していく予定となっているところでございます。

○南委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他に何かありますか。

○細谷委員

本日、参加が遅くなってしまう誠に申し訳ございませんでした。

2点ほどあるんですけど、まずは1点。

以前、一度お話に出ていました熊に対する問題についてです。

先日、猟友会の方とお話をする機会がございまして、聞いたんですけども、やはり年々熊が増えてきて、小さい1、2歳、親離れすぎたくらいの熊がどんどん地域で増えている状況で、先日も、俣落近辺で車に熊がぶつかってくるとい事故も発生しております。だんだん熊が人に対してあまり恐怖心を抱かないような、それだけ熊と人間の距離感が近づいていて、熊のほうから逃げる機会が薄れていくという部分では、中標津町内でも、子供たちも熊との対処法ですとか知識を学んでいかなきゃいけない部分なのかなと思います。

今年度、東小で実施されているとは思うんですけど、来年度以降、町内の全域で熊に対する学ぶ機会を実施できると、何か起きた時に役に立つのかなと思うので、その辺を検討していただけたらと思っております。

2つ目なんですけれど、先日、計根別学園でマラソン記録会が実施されていて、昔だと走る距離が学年ごと、もしくは男子と女子という分け方をしていたんですけども、今は、学年でも子供たちの能力によって自分たちでコースを決めれるみたいな流れがあるらしいですが、5キロ、3キロ、もう一つが歩いてもいいよという歩くコースが存在するらしくて、そうなってくるとやはり現実的に起きてしまったのが、後期課程の女の子たちが、ほとんどみんな歩くコースを選択するという現状があるらしいです。やはり年頃の女の子になると、逆に一生懸命頑張りたい子も、周りの空気感で一生懸命走るのを止めてしまう子もでてきてしまうのかなというのが危惧されるので、はたしてその歩くコースがいいものなのかどうなのか、マラソンというものに対して自主性をどこまで入れていくのがいいのか、と気になる部分ではあったので、もちろん各学校のマラソン記録会というのはやり方がそれぞれあるとは思うんですけど、計根別学園では、今そのような状況が起きていましたので、情報共有ということでお話しさせていただきました。

○教育長

まず1点目、各学校ごとに熊の対処法についての学習ということで、何か報告できる点があれば。

○社会教育課長

農林課と学芸係と連携しまして、先ほどお話があった東小学校の保護者を含めた、希望する児童もいたみたいなんですけども、その方向けのヒグマ学習という時間を9月頭に設けています。

その2日後くらいに、丸山小学校の1年生、3年生、5年生を対象に、同じく農林課と学芸係で連携しまして、熊について知ろうというテーマで出前講座をさせていただいたということで、丸山小学校からは継続してお願いしたいというお話もいただいておりますので、今手探り状態で模索しながら学習に結びつけている状況でございます。

以上です。

○教育長

1点目についてはよろしいですか。

それでは、2点目のマラソン記録会について何かありましたら。

○教育指導監

よろしいでしょうか。

マラソン記録会というのは、学習指導要領上ないんですよね。各学校がどのような狙いを持ってやるかによって、設定しているものですから、各学校に任されているとっていいんですが、狙いは何なんだろう、体力向上なのか、あるいは心の粘り強さなのか、そういうふうに各学校で設定しているものが違うと思うんですよね。

だから、計根別学園がどういう狙いを設定してそれを作ったかということとはわからないんですけど、各学校で狙いを達成するためにやっていることなので、今後その辺りについても検証とか、考えながらやっていけばいいのかなと思います。1回やって、それがどういう効果があったのかみながら、今後進めていくのがいいのではないのかなというふうには思います。

○細谷委員

ありがとうございます。

○教育長

加えて、保護者の方もいろいろご意見があるでしょうから、学校評価等の際にご意見だしていただいて、学校としてどのように捉えてどのように活かすかが重要なことなので、その辺りも含めて、細谷さんと同じような考えをお持ちの方もいらっしゃると思うので、それを含めて学校と話し合っていくことも大切じゃないでしょうか。

教育委員会から止めなさいというようなものは今の時代できませんので、学校の主体性を奪ってしまうものですから、その辺りでよろしいでしょうか。

○細谷委員

保護者の声としてあったのは、前期と後期走る時間帯は違ったんですけど、片方は走っている子たち、特に小さい子たちは走る、ただ大きい子たちがコースをだらだら歩くような風景を見る親御さんたちは、「あれはなんで成立するのでしょうか」という話を何人かされていました。

あと、計根別学園は、後期課程7、8、9年生は冬スケート学習があるんですよね。ただ、「スケート学習はやりますよ。マラソンは歩いていいですよ。その違いってなんなんでしょうか。それだったらスケート学習する必要ないんじゃないでしょうか」という話がちらほら挙がっていたので、その辺の学校の考えをもっとPTAとか保護者に出していかなきゃ、その理解を得られないのかなと思うので、また学校に行った時にでも聞いてみたいと思います。

○教育長

こちらとしても教育委員会でこういう件が出ていたと伝えておきます。

細谷さんの気持ちはよく分かります。

○細谷委員

ありがとうございます。

○教育長

後は、何かございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

よろしいですか。

それでは、これで予定されていた会議日程はすべて終了いたしました。

本日は大変お疲れ様でした。